

令和7年度学生パワー活用事業実施要項

(目的)

第1条 京都府山城教育局（以下「教育局」という。）は、大学（短期大学を含む。）及び市町（広域連合）教育委員会（以下「教育委員会」という。）と連携し、教職又は臨床心理士等を目指す学生（大学に在籍する者で、大学院生、科目等履修生及び聴講生を含む。以下「学生」という。）を教育局管内の市町（広域連合）立小・中学校（以下「小・中学校」という。）にボランティアとして派遣し、児童生徒への個に応じたきめ細かな支援を行うことにより、学力の充実・向上等を図るとともに、教職等を志す学生の資質の向上に寄与する。

(活動内容及び期間)

第2条 学生は、主に次に掲げるボランティア活動を行う。

- (1) 児童生徒への学習支援
 - ア 教科学習等における個々の児童生徒への学習支援
 - イ 放課後や休業日における学習活動への支援
 - (2) 不登校傾向のある児童生徒への学習支援
 - (3) 学生の特技を生かした小学校クラブ活動や中学校部活動への支援
- 2 前項にかかわらず、次の活動は対象外とする。
- (1) 教育実習
 - (2) 宿泊を伴う教育活動への支援
- 3 活動期間は当該年度内とし、年間を通じて行うことを基本とする。

(登録等)

- 第3条** ボランティア活動を希望する学生は、学生ボランティア登録票・登録証（様式1）を教育局へ提出し、登録の申請を行うものとする。
- 2 教育局は、学生ボランティア登録票・登録証（様式1）の提出のあった学生に対し面接を実施し、活動の可否を決定する。ただし、次に掲げる学生に対しては、面接を免除する。
- (1) 前年度に本事業の登録を行った学生で継続登録を希望する学生
 - (2) 小・中学校において教育実習等の実績があり、引き続き当該校での活動を希望し、当該校より教育委員会経由で登録の申請を行う学生
 - (3) 小・中学校や教育委員会での面接を受け、ボランティア活動する学校（以下「活動校」という。）を先に指定された上で、当該校より教育委員会経由で登録の申請を行う学生
 - (4) 京都府教育委員会が実施する「教員養成サポートセミナー」、「教師力養成講座」（以下「養成講座」という。）を受講する学生
- 3 教育局における登録の受付は、2月7日（その日が府の休日の場合は、その日以後において府の休日でない日）までとする。
- 4 教育局は、第2項により登録することとなった学生に対し、提出のあった学生ボランティア登録票・登録証（様式1）に登録が完了したことを記載し、当該学生に交付する。

(活動校への配置)

- 第4条** 小・中学校で学生によるボランティア活動を希望する場合は、学生ボランティア派遣依頼書（様式2）を所管する教育委員会を経由し、教育局に提出する。
- 2 教育局は、学生ボランティア派遣依頼書（様式2）の提出のあった学校の中から登録が完了した学生の活動校を決定する。
- 3 教育局は、毎月1日及び16日（その日が府の休日の場合は、その日以後において府の休日でない日）を配置日として当該学生を活動校に配置する。
- 4 教育局は、活動校及び配置日を決定したときは、当該学生に通知するとともに、当該活動校を所管する教育委員会を経由し、当該活動校に通知する。
- 5 活動校は、配置日までに学生と活動する内容等について事前調整を行う。

(活動日実績簿及び実施報告書)

第5条 活動校は、学生の活動開始後翌月7日までに活動日実績簿及び実施報告書（様式3）を活動校を所管する教育委員会を経由し、教育局あてに毎月提出する。

なお、教育局は、学生が在籍する大学からの求めに応じ、活動日実績簿及び実施報告書の写しを送付する。

(ボランティア保険)

第6条 学生は、活動に当たって、ボランティア保険に加入するものとする。ただし、同等制度の保険に加入している場合はこの限りでない。

2 教育局は、ボランティア保険の加入手続きを行い、保険料を負担する。

3 第1項の規定にかかわらず、養成講座を受講する学生については、養成講座開講期間中は京都府教育庁管理部教職員人事課が保険の加入手続きを行う。ただし、養成講座を受講する学生が、受講終了後から養成講座配置校においてボランティアを行う場合については、教育局へ令和7年5月2日までに学生ボランティア登録票・登録証(様式1)を提出し、教育局が保険の加入手続きを行う。

(注意事項の遵守)

第7条 学生は、活動に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 活動に関して知り得た個人情報等を第三者に知らせないこと。また、不当な目的に使用しないこと。

(2) 活動に当たっては、服装・言葉遣い・態度について留意し、規律ある行動をすること。

(3) その他活動校の指示に従って活動すること。

(活動の中止)

第8条 活動校の長は、学生が前条の事項を遵守できない場合等、やむを得ず活動が困難と判断したときは、学生に対し、活動中止等の措置をとることができる。

2 活動校の長は、活動中止等の措置をとった場合、速やかに所管する教育委員会を経由し、教育局あて報告する。

(事故の防止)

第9条 学生及び活動校は、本事業の趣旨を十分理解し、円滑な事業の実施の協力及び万一における事故等の防止に努めるものとする。

なお、事故等が発生した場合は、速やかに教育局あてに報告する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育局が別に定める。